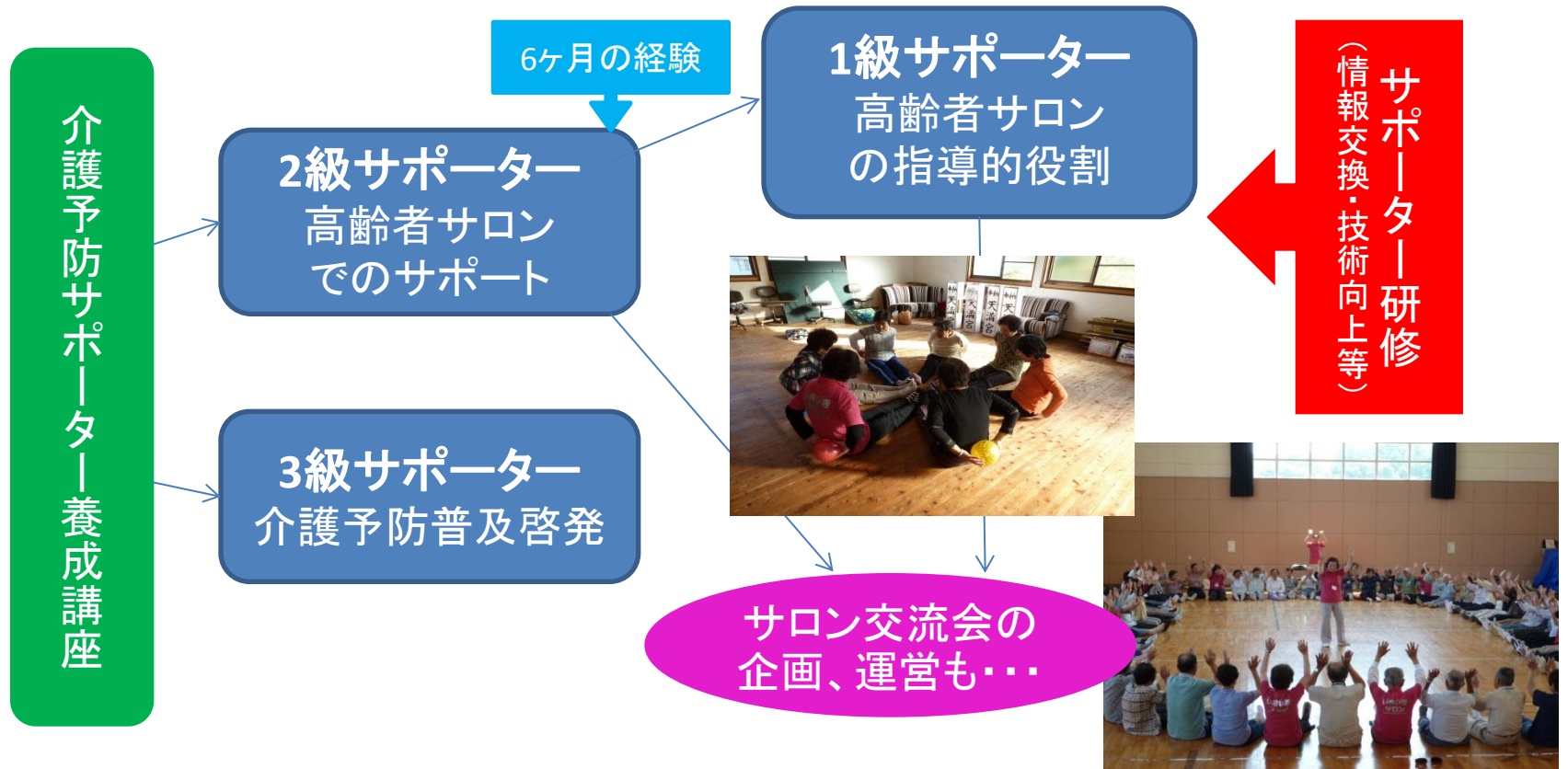


介護予防サポーターによる高齢者サロン（那須烏山市）

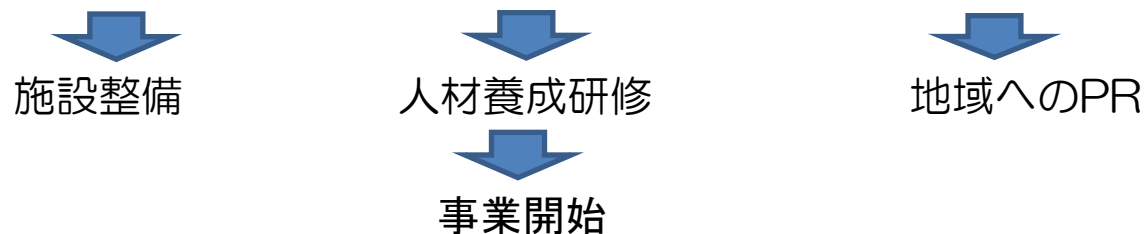
目的: 介護予防被保険者自らが、介護予防について学び、地域で介護予防活動に取り組むことで自立支援・地域づくりを推進する。

概要: 平成21年よりサロンボランティアとして育成された方を平成24年より「介護予防サポーター制度」して位置づけ、1～3級のサポーターとして認定。1～2級サポーター（現在18名）は市内40箇所の高齢者サロン運営の担い手として活動中。



目的：地域の高齢者を地域が支援するシステムづくり

概要：ふれあいの里管理運営委員会の設置（事業内容の検討）



①施設管理部会

運営に関する事務、企画、送迎



②地域の茶の間

「誰かと話したい」「行くところがほしい」「誰かとお茶や食事がしたい」



③いきいきふれあいレストラン

閉じこもり予防、食事支援を目的としたレストラン



④いきいきふれあい塾

運動機能低下、認知症予防を目的とした教室



○那須烏山市高齢者ふれあいの里設置及び運営規程

○那須烏山市高齢者ふれあいの里設置及び運営規程

平成 23 年 7 月 29 日規程第 19 号

改正

平成 24 年 5 月 31 日規程第 30 号

平成 24 年 9 月 28 日規程第 37 号

那須烏山市高齢者ふれあいの里設置及び運営規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高齢者ふれあいの里の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 在宅の高齢者に対し、通所の場を設け、各種のサービスを総合的に提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図るため、市に高齢者ふれあいの里を設置する。

2 高齢者ふれあいの里の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
向田ふれあいの里	那須烏山市向田 2187 番地
大木須ふれあいの里	那須烏山市大木須 1774 番地 1
月次ふれあいの里	那須烏山市月次 616 番地 1

一部改正〔平成 24 年規程 30 号・37 号〕

(事業)

第 3 条 高齢者ふれあいの里が行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者の保健予防に関する事業
- (2) 高齢者の生活支援に関する事業
- (3) 高齢者の閉じこもり防止に関する事業
- (4) 高齢者の趣味、スポーツ、レクリエーション等に関する事業
- (5) 高齢者と児童等の交流に関する事業
- (6) その他市長が必要と認める事業

(利用対象者)

第 4 条 高齢者ふれあいの里が行う事業の利用対象者は、市内に住所を有するおおむね 65 歳以上の者とする。ただし、次条第 2 項の管理責任者が、高齢者ふれあいの里の管理及び運営上支障がないと認めたときは、この限りではない。

(管理及び運営の委託)

第 5 条 市長は、高齢者ふれあいの里の管理及び運営を地域の住民が組織する運営団体又はボランティア団体等善良な公共的団体（以下「管理団体」という。）に委託すること

ができる。

- 2 管理団体は、高齢者ふれあいの里に管理責任者を置き、管理責任者の住所、氏名、年齢等を市長に報告するものとする。

(利用日時)

第6条 高齢者ふれあいの里の利用日及び利用時間帯については、市長が前条第2項の管理責任者と協議し、決定する。

(利用者の負担)

第7条 高齢者ふれあいの里の施設の利用については、無料とする。ただし、利用者が受けるサービスに要する原材料費等の実費（以下「利用者負担金」という。）については、利用者が負担するものとする。

- 2 前項の利用者負担金は、市長が認めた金額とする。
- 3 利用者は、前項に定める利用者負担金を直接管理責任者に納入するものとする。

一部改正〔平成24年規程37号〕

(備付書類)

第8条 管理責任者は、利用申請書兼利用者台帳、運営日誌、経費に関する帳簿等必要な書類を備え付けるものとする。

一部改正〔平成24年規程37号〕

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成24年規程37号〕

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年5月31日規程第30号）

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日規程第37号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年11月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規程による改正後の第2条の規定により設置される高齢者ふれあいの里の管理及び運営に係る委託の手續その他当該高齢者ふれあいの里を供用するために必要な準備行為は、この規程の施行前においても行うことができる。

向田ふれあいの里

MAP



那須烏山市
向田 2,187 番地

高齢になっても幸せな気持ちでいる

ために必要なものは…

自分のことは自分でできるからだ

話し合うことができる友達

この地域で暮らす…

そんな思いからこの施設は地域の
人々により始められました。まだまだ、
歩き出したばかりで試行錯誤ですが施
設を利用することで一緒に自分の将来
について、生き方について考えてみま
せんか？



向田ふれあいの里



誰かと話したい、

いくところがほしい、

誰かとお茶や食事がしたい

向田ふれあいの里管理運営委員会

向田ふれあいの里の経緯

日中一人暮らしや、高齢者世帯、一人暮らし世帯が多くなり将来に対する不安が多くなっています。介護保険制度ができて介護サービスはできましたが、それだけで将来に対する不安は解消されません。

自分でできることは自分でやるが、この地域で最後まで暮らすために何が必要で、地域でできることは何だろうという思いから施設運営についての企画が始まりました。地域でどんな機能が必要か、話し合いながらあったらよいと思う機能を用意してみました。地域の人が地域の人を支援する体制をはじめて試みます。

生きることの楽しさを感じられる施設として2011年11月「向田ふれあいの里」が誕生しました。高齢者であるなしに関係なく地域の人が使いやすく安心できる施設を目指しています。



地域の茶の間



予約制

「誰かと話したい」「行くところがほしい」「誰かとお茶や食事をしたい」

毎週 火曜日 談話室

時間 10時～2時

料金 100円程度の参加費等を予定しています。

担当：居場所支援部会

連絡先 国井 84-2446

石川 84-2383

いきいきふれあい塾



自由参加

運動機能低下、認知症予防を目的とした運動教室

毎週 金曜日 研修室

時間 9時30分～11時

料金 無料

担当：介護予防支援部会

連絡先 平野 84-2479

永野 84-2410

いきいきふれあいレストラン

予約制

閉じこもり予防、食事機能支援を目的としたレストラン

毎週 火曜日 多目的室

時間 11時30分～1時

料金 市内の65歳以上の高齢者は300円で昼食1食分が食べられます。一般の方は500円になります。

担当：食事機能支援部会

連絡先 石川 84-2557

根本 83-0123



施設管理・事業企画

この施設の管理運営に関すること、介護予防等に関する独自事業の企画運営を実施する。

担当：施設管理部会

連絡先 矢口 82-3893

